

案

伊勢市議会規則第 号

伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則（平成 29 年伊勢市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を第 12 条とし、第 2 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（補助金等の交付を受けている団体を代表する役員への就任）

第 2 条 条例第 3 条第 4 号に規定する補助金等の交付を受けている団体とは、市から直接、活動又は運営に対する補助金、助成金及び交付金を受けている団体とする。

2 条例第 3 条第 4 号に規定する補助金等の交付を受けている団体を代表する役員とは、前項に掲げる団体の代表、副代表及び当該団体の意思を決定する立場にある役職とする。

附則第 2 項中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

様式第 1 号中「(第 3 条関係)」を「(第 4 条関係)」に改める。

様式第 2 号中「(第 3 条関係)」を「(第 4 条関係)」に改める。

様式第 3 号中「(第 9 条関係)」を「(第 10 条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。